

○ 付議事案「自動車の仮ナンバーを適切に管理してほしい！」

第 118 回会議

1. 開催日 令和 4 年 11 月 30 日（水）
2. 場所 大阪合同庁舎第 2 号館 7 階 近畿管区行政評価局会議室
3. 出席者 藪野座長、黒川委員、白井委員、白國委員、砂田委員、藤原委員、山谷委員、事務局
4. 審議で出された主な意見
 - ・ 手数料の 750 円を支払えば貸与を受けることができ、返納しなくても、罰金 30 万円との規定はあるが払わされることなどないと皆が思っている。基本的には、制度のあり方、立法の域に踏み込む話になるので、それはすぐにはできないにしても、少なくとも近畿運輸局は、もう少し改善の方向を明示すべきではないか。
 - ・ 仮ナンバーの適正管理及び制度の適正な運用のため、まずは、適切に実態の調査、把握をする必要があるのではないか。
 - ・ 市町村は、情報がなくてこの業務をやっている、仮ナンバーを貸与するに当たり、返納期限や罰則等の説明を何もしていないところがある一方で、窓口で担当者と申請者が返納期限について一緒に確認した上で貸し出しているところもある。一手間をかけることで結果に結びつくこともあるようだ。そういう意味では、しっかり調査して情報提供すること、業務指針を充実させることも、それなりに効果があるように感じる。
 - ・ 第 1 号法定受託事務として行っていることについて、近畿運輸局は市町村に指導監督する立場にないということなので、同局に対し、技術的助言という形で、もう一度正確に調査をして実態を把握し、それらを市町村にフィードバックするとともに、調査結果を踏まえて業務指針を充実、更新し市町村に提供することを求めることでよいのではないか。市町村にフィードバックするに当たっては、会議や研修会などにより、調査結果の内容を徹底するような効果的な技術的助言による支援が必要である。

(当局ホームページ : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>)